

答申 情第40号

平成29年5月8日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年9月20日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年5月26日付け道整第4号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1)平成28年5月12日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、特定地点より特定道路までの道路改良工事に関する立案より土地買収、設計、施工、完了、支払いまでの状況が分かる全ての資料について公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、「市道特定路線（特定工区）道路改良工事（第1回）交通打合せ資料」ほか2件を公開請求に係る公文書と特定し、このうち個人の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当するとの理由で非公開とし、平成28年5月26日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。
- (3)平成28年7月19日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年9月20日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

公開された内容は、私の請求した文書内容を無視し10年近く前の図面などのほんの一部を公開し最近の情報をすべて隠蔽した内容である。私が前の担当者より貰った資料など一つもない。請求はすべての資料の公開を求めたものであり当然含まれなければいけない資料も隠蔽されている。全ての情報公開をすることを請求する。

道路の改良目的はクランクをなくすためで端と端を単純に直線で結べばよいただけの工事なのになぜこんな複雑な危険な道路にしたのかが分かる資料を求めたものである。問題は土地の買収交渉がずさんであったものと考え公開を求めたが何も公開されなかった。なぜもっと真剣に地主を説得しないのか理解できない。通常交渉過程の報告書がなければおかしい。誰がこんな道路を設計し、承認したのかも不明である。また我々の税金をいくら使ったのかが分かる資料もない。また警察との協議書も10年前のものしかなく完成時

に警察よりクレームがついた資料もない。全てが隠蔽であり、これは情報公開法に違反する行為である。

結論としてこれらの危険な道路を作ったすべての責任は都市建設局長、道路部長、道路整備課長の管理職の責任である。これらの管理職は部下の管理を間違いなくして指導しないからである。早急に責任を取らせ、これらの退職金で早急に死者が出ない内に改修すべきである。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている公文書について

実施機関は、本件請求に係る対象公文書について、次のとおり特定した。

ア 市道特定路線(特定工区)道路改良工事(第1回)交通打合せ資料(以下「文書1」という。)

この公文書には次の公文書が含まれる。

(ア)位置図

(イ)協議路線の基礎データ

(ウ)協議図面

イ 第1回交通協議 検討事項(以下「文書2」という。)

ウ 計画平面図(線形決定図面)(以下「文書3」という。)

(2) 非公開とした部分及び理由

本件対象公文書のうち、非公開とした部分は、個人の氏名であり、非公開とした理由は、個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当するからである。

(3) 対象公文書の特定について

実施機関では、本件道路改良工事について、従前より、審査請求人から御意見等をいただき、それに対する必要な説明に努めている。

本件請求について、対象公文書を特定するために、審査請求人に対して電話にて請求内容を確認したところ、請求の主旨は「当該区間の改良工事における、道路線形を決定した経過が分かる資料」であった。

本件道路は、幹線道路を補完する地区集散道路として、沿線地権者の理解と協力をいただきながら用地を取得し、現道の拡幅・改良工事を進めたものであり、当該区間の道路線形は、当該事業の目的を踏まえ、中心線からの均等拡幅や道路残地となる部分の対応など現道用地を最大限に活用しつつ、安全性の向上や事業費の効率性を市として総合的に判断した結果である。クランク部を直線ではなくS字形に改良した道路線形についても、道路構造令に合致させることを基本とし、交通管理者との交通協議を経て

決定したものである。

また、事業に必要な用地については、決定した道路線形を基に地権者の理解をいただいた上で、市が評価した用地価格をもって交渉を行い、買収を進めたものであり、地権者の意向により道路線形を変更するということとはなかったものである。

以上のことから、当該区間の改良工事における道路線形について計画立案から決定までの経過が分かる資料として、交通協議の経過の全容を記した「市道特定路線(特定工区)道路改良工事(第1回)交通打合せ資料」ほか2件を特定したものであり、道路線形の決定経過が分かる資料は、これが全てとなる。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、市道特定路線(特定工区)道路改良工事に係る公文書である。

審査請求人は、実施機関が行った条例第7条第1号に該当するとした非公開部分については争っていないことから、以下、対象公文書の特定の妥当性について検討する。

(2) 対象公文書の特定の妥当性について

ア 実施機関は、審査請求人が本件請求をする前から、本件対象道路に関する審査請求人からの質問等に対して説明等を繰り返していたものであり、本件請求を受け、改めて何を求めているのかを聴取したところ、「当該区間の改良工事における、道路線形を決定した経過が分かる資料」という趣旨であることを確認したことから、文書1から文書3までを本件対象公文書として特定するに至ったとのことである。

イ 公文書の公開を請求しようとするものは、氏名、住所などとともに公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項を記載した公開請求書を提出しなければならず(条例第6条第1項)、この公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項には、公開請求者が公文書の件名を明記することができない場合は、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより当該公文書を特定することができる程度の記載がされていることが必要である。

そして、記載事項に漏れがある場合や、公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載に不備があり、公開請求に係る公文書を特定することができない場合等、「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」は、実施機関は、公開請求者に対し、その補正を求めることが

できる（同条第2項）こととされており、公文書の特定はできるが、期間や対象となる事務担当課が請求の目的や趣旨からみて不必要に広範である場合も形式上の不備と認められるものである。

本件請求では、実施機関において、「特定地点より特定道路までの道路改良工事に関する立案より土地買収、設計、施工、完了、支払いまでの状況が分かる全ての資料」との本件請求内容の具体的な公文書を特定する目的で審査請求人に確認を求めたものであり、実施機関が、聴取した趣旨を踏まえ、補正を求めるまでもなく対象公文書を特定できたとしたことに特段、不合理な点は認められない。

ウ なお、実施機関は、審査請求人への確認に際して、道路の安全性の観点からクランク部は直線にすべきであったこと（以下「主張1」という。）また、そのために必要な用地交渉において実施機関による地権者への必要な説得が行われていなかったのではないかと（以下「主張2」という。）との2点を審査請求人が主張していた旨説明していることから、当審査会は、本件請求にその部分を含めることが相当であると考えます。

エ そのため、これを文書1から文書3までについてみると、文書1及び文書2は、平成19年1月25日に開催された交通管理者との交通打合せ（以下「第1回交通協議」という。）において使用した資料であり、文書1は、本件道路改良工事の経過、道路設計規格等が記載され、併せて協議図面として計画平面図が添付されており、文書2には、検討事項に対する協議結果が追記されている。

また、文書3は、第1回交通協議の結果が反映された計画平面図（線形決定図面）であり、道路線形の決定経過が分かる資料は、これが全てで他にはないとのことである。

しかしながら、審査請求人の主張1については、文書1から文書3までには記載がないことから、改めて実施機関に確認したところ、本件道路改良工事については、地区集散道路としての現道拡幅を目的としていることから、設計当初からS字形とする設計が行われており、なぜS字形にするのかなど主張1に関して記載した公文書は存在しないとのことであった。

同じく主張2については、用地交渉に係る記録の保存期間は用地交渉終了後1年であり、当該用地に係る部分については、保存期間満了のため廃棄し、存在しないということであった。

オ 以上のことから、主張1及び主張2に関する文書についても、対象公文書として含めることが相当と考えるものの、既に実施機関において、該当する公文書が存在しないことを確認したことから、文書の特定が十

分とは認められないものの改めて本件処分を取り消す必要はないため、本件処分については、結論において妥当であると認められる。

(3) その他

ア 対象公文書の特定に関し、実施機関と審査請求人との認識が大きく相違していることについては、確認が電話で行われ、その結果について書面による双方の確認がなされなかったことが要因として挙げられることから、今後は、書面による補正など、記録に基づき双方が内容を確認できるよう適切な運用に努められたい。

イ 審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定については、結論において妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 9月20日	実施機関からの諮問
平成29年 3月 6日	審議 実施機関からの意見聴取
4月 5日	審議 審査請求人の意見陳述

第2部会委員 高佐 智美
岩崎 忠
安永 佳代